

NPO法人おとしまる定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人おとしまるという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児、学童、障害児とその親を対象に、地域の子育て支援などに関する事業・三世代交流を行う中で、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 乳幼児・学童の集いの広場事業
 - ② 子育て相談・子育て講座事業
 - ③ 地域での多世代交流事業

- ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、運営を支援する目的で入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名

することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日

から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は

電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者（又は電磁的方法による表決者）にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができ

る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項の規定に従い、解散を決議する総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページ又は内閣府NP0法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	川上 富子
副代表理事	國中 亜衣子
同	生田 裕美子
理事	山田 宣隆
同	藤原 奈緒美
同	稲垣 理恵
監事	金井 祥司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任されるまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 正会員 | 入会金 なし |
| | 年会費 5,000円 |
| (2) サポーター会員 | 入会金 なし |
| | 年会費 ①1,000円（1口）または ②10,000円（1口） |

(縦覧用)

役 員 名 簿

NPO法人おとしまる

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	代表理事	カワカミトミコ 川上富子	非公表	無
2	副代表理事	クニナカ アイコ 國中亜依子		無
3	副代表理事	イクタ ユミコ 生田裕美子		無
4	理 事	ヤマダ ノブタカ 山田宣隆		無
5	理 事	フジワラ ナオミ 藤原奈緒美		無
6	理 事	イナガキ リエ 稲垣理恵		無
7	監 事	カナ イショウジ 金井祥司		無

設 立 趣 意 書

1. 趣旨

昨今の社会課題に上がっている少子高齢化、地域での孤独死、ごみ屋敷、社会的孤立、引きこもり、8050問題、DV、高齢者や障がい者、児童虐待、ネグレスト、ひとり親世帯、貧困など福祉の課題は多様化複雑化しており、支援には高い専門性と地域での見守り、支え合いが求められています。

以前は、地域での活動、親子クラブ、子ども会、町内会、老人会など人々が集うコミュニティがありましたが、最近では、地域のコミュニティは機能しない状態です。近所の方が、花に水をあげたり、家の前をほうきではいたり、畑仕事をしたりしながら、家の前を通る子どもたちに声をかける。おじいちゃん、おばあちゃんは縁側に座って、子ども達の姿を温かく見守っている。お裾分けをしたり、みんなで支え合ったりしていた時代。そんな当たり前の景色がいつ頃からか地域から消えていきました。

そんな時代だからこそ、みんなで集い、笑い合い、助け合う、そんな日常を取り戻したい。

おなかの大きいお母さん、乳母車で寝ているあかちゃん、お母さんに抱っこされ嬉しそうなあかちゃん、小さい子たちがお母さんたちの周りで遊び、大きい子たちはお母さんから離れて鬼ごっこ、サッカー、野球、ドッチボールなどで仲間と遊んだり、自転車を乗り回したり、、、そんな姿を見守りながら、お母さんたちは井戸端会議をする日常を。

【子どもは地域の宝 子どもを地域で育てよう】

子ども達が健やかに育ち育まれ、子ども時代を謳歌できる場所づくり

【住み慣れた場所で安心して生活できる地域にしよう】

子ども、学生、いろんな世代の大人、おじいちゃん、おばあちゃん、国籍を問わずいろんな人が集い、支え合い、育ち合うコミュニティづくり

【助け合い活動を充実していくための繋がりをつくろう】

地域住民が集って交流できる場づくり

【関係機関の連携に向けた組織をつくろう】

関係機関や団体、行政、法人が一丸となって地域の困りごとを解決する組織づくり

が必要と考えます。

人と人が繋がり交わるって、めんどくさいけど楽しいよね

家で過ごすのもいいけど、ここにきたらもっと楽しいよね。

そんな場所を、まずは倉敷玉島乙島で始めていきます。

そして、この輪がいろんな場所で広がることを願って、【NPO 法人おとしまる】を出航します。

子どもも大人もみんなが笑える日まで

2. 申請に至るまでの経過

私達は地域での子育て支援活動を 11 年間してきました。たくさん子ども、親御さんと関わる中で本来であれば子育てはシンプルなものですが、情報過多、育てにくい子、親の育児能力の低下からくる子育て受難時代を感じました。本来であれば、子育ては楽しみであり、喜びであるはずですが、苦痛に感じている方も少なくありません。子育てを一緒に伴走したり、相談にのったり、愚痴を聞いてくれる場所、子ども同士が安心して遊べる場所、実家のように気軽に立ち寄れ、話したりゆっくりできる場所、小さい子から大きい子、子ども同士が縦のつながりを持てる場所、おじいちゃんやおばあちゃんをはじめ様々な年齢の方が集う中で人生の先輩のアドバイスが聞けたりみんなでお茶したりしながら過ごせる場所、いろんな世代が集う場所が今の子育て、介護をはじめ地域には必要と考えます。1 人では大変なことも、たくさんの手があれば、楽しみや喜びが出てきます。そんな場所が増えることで地域にまた、人が戻ってくるのではないのでしょうか。

今後の活動を進めるにあたり、社会的に認められる公的組織にしていくことが最良の策であると考え、NPO 法人化を申請しました。NPO 活動に携わる人が円滑に運営できるようにしていくことで、よりよい社会貢献活動ができると考えています。より多くの地域の方、市民の方の賛同や参画を得て、活動を永続的にして行くことを方針としています。

令和 7 年 6 月 15 日

NPO 法人おとしまる

設立（代表）者 岡山県倉敷市川入 901 番地 7

川上 富子

令和 7 年度事業計画書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

NP0法人おとしまる

1 事業実施の方針

乳幼児、学童、障害児とその親を対象に、地域の子育て支援などに関する事業・三世代交流を行う中で、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
乳幼児・学童の 集いの広場事業	・集いの広場 (親子遊び)	週 2 回	公民館・公園	2 人~5 人	子育て中の 親子	10
子育て相談・子 育て講座事業	・相談会 ・講演会	年数回	公民館	2 人	子育て中の 親子	15
地域での多世代 交流事業	・みんなの食堂 ・サークル	年数回	公民館	2 人~5 人	地域の方々	10

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

NPO法人おとしまる

1 事業実施の方針

乳幼児、学童、障害児とその親を対象に、地域の子育て支援などに関する事業・三世代交流を行う中で、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
乳幼児・学童の 集いの広場事業	・集いの広場 (親子遊び)	週 2 回	公民館・公園	2 人~5 人	子育て中の 親子	15
子育て相談・子 育て講座事業	・相談会 ・講演会	年数回	公民館	2 人	子育て中の 親子	20
地域での多世代 交流事業	・みんなの食堂 ・サークル	年数回	公民館	2 人~5 人	地域の方々	15

設立当初事業年度 活動予算書
法人設立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人おとしまる
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金 (サポート会員)	50,000		
施設等受入評価益	0	50,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
乳幼児・学童の集いの広場事業収益	10,000		
子育て相談・子育て講座事業	20,000		
地域での多世代交流事業	10,000	40,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			140,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
会場費	15,000		
諸謝金	10,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	0	35,000	
事業費計		35,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費	5,000		
その他経費計	0		
管理費計		5,000	
経常費用計			40,000
当期経常増減額			100,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			100,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			100,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人おとしまる
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
		50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金（サポート会員）	100,000		
施設等受入評価益	0		
		100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
乳幼児・学童の集いの広場事業収益	20,000		
子育て相談・子育て講座事業	20,000		
地域での多世代交流事業	20,000		
		60,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			210,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
会場費	20,000		
諸謝金	10,000		
消耗品費	20,000		
その他経費計	0	50,000	
事業費計		50,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品費	10,000		
その他経費計	0		
管理費計		10,000	
経常費用計			60,000
当期経常増減額			150,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			150,000
前期繰越正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額			250,000